

訂 正 表

ビジネス・キャリア検定試験標準テキスト『ロジスティクス管理2級』（第2版）の記述の一部に誤りがありました。お詫びとともに以下のとおり訂正させていただきます。

版・刷	頁	該当箇所	誤	正
第2版	90	本文下から7行目	○持続可能なアジア型 <u>経</u> 済社会経済圏構想	○持続可能なアジア <u>循環</u> 型経済社会圏
第2版	96	本文下から3行目	①グリーン物流パートナーシップ会議の設置(2005年4月)	①グリーン物流パートナーシップ会議の設置(2004年12月)
第2版	99	本文下から5行目	貨物運送事業者、荷主企業それぞれについて、～	貨物輸送事業者、荷主企業それぞれについて、～
第2版	105	図表4-2-7「年間CO ₂ 排出量」の「現状」の項	① × ② × ③ × ④ ÷ 1,000,000	① × ② × ③ × ④ × <u>1,000</u> ÷ 1,000,000
第2版	108	本文上から3行目	(2000年6月公布、 <u>2001年1月</u> 施行)～	(2000年6月公布・ <u>施行</u>)～
第2版	108	本文下から4～3行目	～が <u>2002年2月</u> に改正された～	～が <u>2001年4月</u> に改正 <u>施行</u> された～
第2版	110	図表4-3-1「指定再資源化製品」の項	パソコン、 <u>蓄電池</u>	パソコン、 <u>小型二次電池</u> (密閉形蓄電池)
第2版	110	図表4-3-1「指定副産物」の項	<u>電気業、建設業、建設土砂</u> など	<u>電気業の石灰石、建設業の土砂・木材</u> など
第2版	123	本文上から10～11行目	～独占禁止法や「 <u>下請代金遅延等防止法</u> (下請法)」～	～独占禁止法や「 <u>下請代金支払遅延等防止法</u> (下請法)」～
第2版	135	本文下から9～8行目	② <u>響灘環黄海圏ハブポート構想、北九州学術研究都市、新北九州空港等の北九州エコタウン事業と既存プロジェクト</u> などとの相乗効果、～	② <u>北九州エコタウン事業と響灘環黄海圏ハブポート構想、北九州学術研究都市、新北九州空港等の既存プロジェクト</u> との相乗効果、～

版・刷	頁	該当箇所	誤	正
第2版	148	本文下から6行目	※補充量 $> \underline{nt}$ でなければならない	※補充量 $> \underline{\mu t}$ でなければならない
第2版	153	本文下から1行目	都度補充方式の初期在庫量 $= \mu t + k \underline{6\sqrt{t}}$	都度補充方式の初期在庫量 $= \mu t + k \underline{\sigma\sqrt{t}}$
第2版	189	本文上から10～11行目	～船積みにかかわる一連の業務を荷主に代わって行うのが～	～船積みおよび陸揚げにかかわる一連の業務を荷主または船社の委託を受けて行うのが～
第2版	189	本文上から15～16行目	～港湾内の次の業務を一貫して行う事業	～港湾内の港湾荷役事業、はしけ運送事業、いかだ運送事業を一貫して行う事業
第2版	341	本文下から11行目	～ <u>デ</u> ートオープン、～	～ <u>ゲ</u> ートオープン、～
第2版	341	本文下から3行目	～停泊施設および港 <u>帯</u> 資源～	～停泊施設および港 <u>湾</u> 資源～

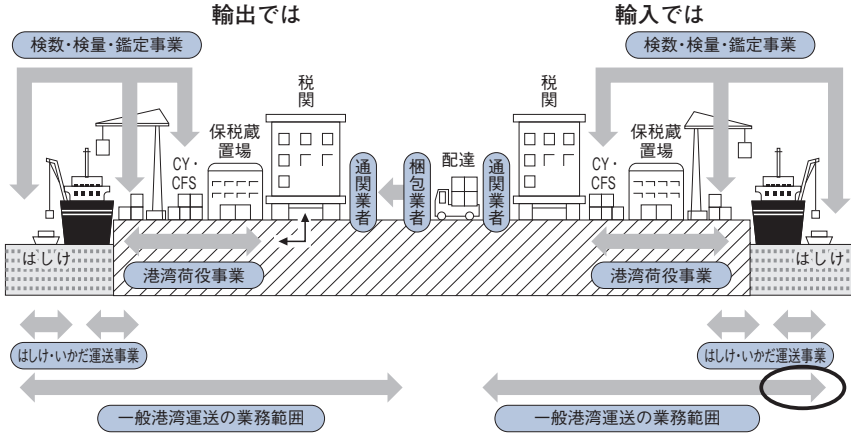
※第2版：平成24年4月5日発行

●（第2版）189頁 本文下から11行目と12行目の間に挿入

一般港湾運送事業には、委託者（荷主か船社か）、取り扱い貨物（個品かバルクか）、業務の範囲（船内荷役、沿岸荷役など）を限定して許可される次の事業がある。

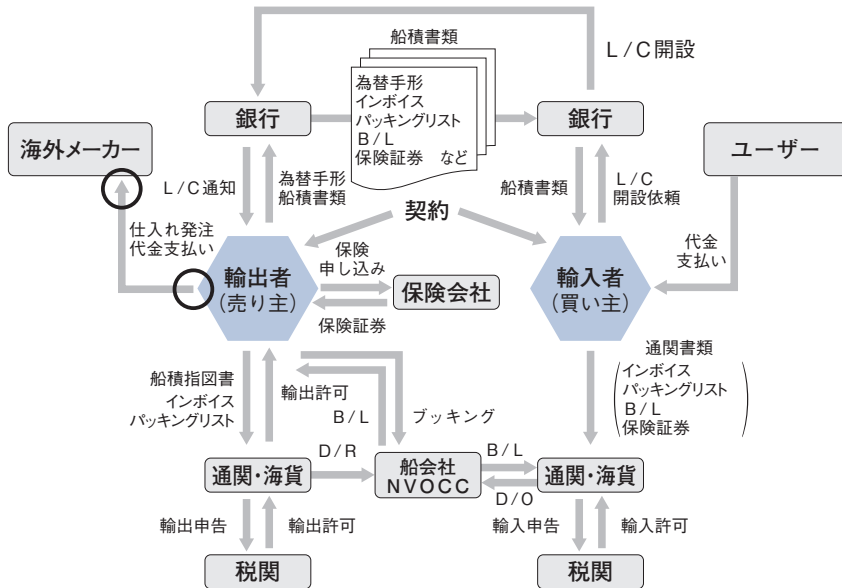
- ・海貨業（海運貨物取り扱い業）—荷主・個品限定
- ・新海貨業—個品限定
- ・エーゼント業（船積みまたは陸揚げ代理店業）—船社の委託限定
- ・一貫元請け業—荷主・バラ貨物限定

● (第2版) 190頁 図表7-3-1 港湾関連業務の事業者と業務範囲



[参考]
 CY=コンテナ・ヤード
 CFS=コンテナ・フレート・ステーション
 コンテナ1本に満たない貨物の場合、ここに集めて詰め直しをする。

● (第2版) 319頁 図表11-1-1 国際海上輸送と手続き



※図表は○部分が訂正箇所です。